第五十二条を第百三条とする。

第五十一条第一項中「第三十六条の二の二第一項の」を「第六十九条第一項の自主」に改め、同条第二項中「登録ガス工作物検査機関が行う法第三十六条の二の二第一項の」を「法第六十九条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う」に改める。

第五十一条を第百二条とする。

第五十条中「第三十六条の二第一項」を「第六十八条第一項」に、「第三十六条の二の二第一項」を「第六十九条第一項」に改める。

第五十条を第百一条とする。

第四十九条中「第三十六条の二第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十二条」を「第百三条第四号」に、「第四十七条第一項」を「第九十八条第一項」に改める。

第四十九条を第百条とする。

第四十八条中「第三十六条の二第八項」を「第六十八条第八項」に、「様式第三十五」を「様式第二十九」に改める。

第四十八条を第九十九条とする。

第四十七条第一項中「第三十六条の二第一項」を「第六十八条第一項」に、「様式第三十四」を「様式第二十八」に改め、同条第三項中「第三十六条の二第一項前段」を「第六十八条第一項前段」に改める。

第四十七条を第九十八条とする。

第四十六条第一項中「第三十六条の二第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条の二第二項ただし書」を「第六十八条第八項ただし書」に改める。

第四十六条を第九十七条とし、同条の前に次の目名を付する。

第三目　工事計画及び検査

第三十六条から第四十五条までを削る。

第三十五条中「第三十一条第二項」を「第六十五条第二項」に、「様式第二十七」を「様式第二十一」に、「第三十三条」を「第二十六条第一項」に改める。

第三十五条を第九十六条とし、同条に見出しとして「（ガス主任技術者の選解任の届出）」を付する。

第三十四条第一項中「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、「及び丙種ガス主任技術者免状」を削り、同条第三項中「様式第二十六の二」を「様式第二十」に改める。

第三十四条を第九十五条とする。

第三十三条第一項中「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に、「次」を「第二十六条第一項」に改め、「事業場」の下に「（電気事業法が適用されるガス工作物のみを設置しているものを除く。）」を加え、同項の表を削り、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「前項」を「第二十六条第一項」に、「第百十三条の二」を「第二百九条」に改め、同条第三項を削る。

第三十三条を第九十四条とする。

第三十二条第一項中「第三十条第一項」を「第六十四条第一項」に、「様式第二十五」を「様式第十八」に改め、同条第二項中「第三十条第二項」を「第六十四条第二項」に、「様式第二十六」を「様式第十九」に改める。

第三十二条を第九十三条とする。

第三十一条第一項中「第三十条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同項第九号中「採る」を「とる」に改め、同項第十二号中「事項」の下に「に関すること。」を加え、同条第二項中「大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）」を「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同項第一号中「大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）」を「警戒宣言」に改め、同項第六号中「採る」を「とる」に改め、同条第三項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「第三十条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同条第四項中（平成十四年法律第九十二号）」を削り、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」を「南海トラフ地震」に改め、同条第五項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「第三十条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同条第六項中「（平成十六年法律第二十七号）」を削り、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）」を「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に改め、同条第七項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「第三十条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

8　電気事業法が適用されるガス工作物を設置する一般ガス導管事業者にあつては、当該ガス工作物に係る第一項から前項までに掲げる事項について保安規程に定めないことができる。

第三十一条を第九十二条とし、同条の前に次の目名を付する。

第二目　自主的な保安

第三十条第一項中「第二十九条」を「第六十三条」に改める。

第三十条を第九十一条とする。

第二十九条第一項中「第二十九条」を「第六十三条」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同項第二号中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「様式第十七」に改め、同条第二項中「第二十九条」を「第六十三条」に改める。

第二十九条を第九十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（公共の安全の確保上特に重要なガス工作物）

第八十九条　法第六十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定めるガス工作物は、建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物、高層建物、特定大規模建物、特定中規模建物、特定公共用建物、工業用建物（木造その他これに類する構造の建物を除く。）、一般業務用建物（木造その他これに類する構造の建物（学校教育法第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校並びに児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を除く。）を除く。）又は一般集合住宅（木造その他これに類する構造の建物を除く。）に対するガスの供給のために施設するガス工作物とする。

第八十九条の前に次の款名及び目名を付する。

第三款　ガス工作物

第一目　技術上の基準への適合等

第二十八条を削る。

第二十七条の見出し中「掲示」を「公表」に改め、同条第一項中「第二十五条第三項」を「第五十六条第三項」に改め、「経済産業大臣が定める」を削り、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「、経済産業大臣が定めるところにより」を削り、「掲示しておかなければならない。」を「営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。」に改める。

第二十七条を第八十八条とする。

第二十六条第一項中「第二十五条第一項」を「第五十六条第一項」に、「経済産業大臣が定めるところにより、前条第一項、第二項又は第三項に規定する期間（以下「供給計画期間」という。）におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、熱量変更、設備投資、供給区域その他の経済産業大臣が定める一般ガス事業に関する事項を記載したガス供給計画届出書を」を「初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間（以下この条及び次条において「供給計画期間」という。）におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資、供給区域その他の一般ガス導管事業に関する事項を記載した様式第六十の供給計画届出書を、経済産業大臣に」に改め、同条第二項中「第二十五条第二項」を「第五十六条第二項」に、「変更した事項を記載したガス供給計画変更届出書」を「様式第六十一の供給計画変更届出書」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に改める。